

(厚生労働委員会)

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一

部を改正する法律案(第七十四回国会閣法第四一号)(第七十六回国会衆議院送付)(本院

継続審査)要旨

本法律案は、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 国民年金法の一部改正

一 国民年金について、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から十年以内であれば、保険料を納付することを可能とする。ただし、施行期日から起算して三年を経過する日までの措置とする(衆議院修正)。

二 国民年金基金について、その加入員の範囲を見直し、国民年金の六十歳以上六十五歳未満の高齢任意

加入被保険者が国民年金基金に加入できるものとする。

## 第二 確定拠出年金法の一部改正

一 企業型確定拠出年金加入者の加入資格年齢を引き上げ、六十歳以上六十五歳以下の年金規約で定める年齢とする等の措置を講ずる。

二 企業型確定拠出年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入し、当該掛金に関し、税制上必要な措置を講ずる。

## 第三 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金基金について、解散する場合に返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設ける。

## 第四 施行期日

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一の一は平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日（衆議院修正）から、第一の二は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の一は公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の二は平成二十四年一月一日から施行する。